| 調達管理番号•案件名 | | | | | | | |
|--|--|--|--|--|--|--|--|
| 24a00759_ウクライナ国復興に向けた民間セクター参画促進プロジェクト(インフラ、エネルギー、デジタル分野 等)(ファスト・トラック制度適用案件) | 24a00760_ウクライナ国復興に向けた民間セクター参画促進プロジェクト(農業、教育分野等)(ファスト・トラック制度適用案件) | | | | | | |

質問と回答は以下のとおりです。

2024年11月7日

| FF-88-17 □ | .0 ~" | TT C | FF FF → F ² 3 | •• | TE C | が 10 mm で 10 | |
|------------|-------|---|--|--|-------------------------------|--|--|
| 質問番号 | ページ | · 項目 - · · · · · · · · · · · · · · · · · · · | 質問内容 | ページ | 項目 | 質問内容 | 回答 |
| 1 | O | 進行中案件との関係性 | 進行中の別契約である「ウクライナ国復旧・復興プロセスにおける民間連携促進に係る調査」においては、現在各採択企業について市場、パートナー、顧客、法規制、ニーズ等に関する調査や事業計画案の検討等の支援が行われていると承知していますが、本件企画競争説明書及び別途配布された各企業のパイロット事業の内容を拝見する限り、本件業務で想定されているパイロット事業の検討や実施は、既往業務と目的や内容が同一又は共通ないしは深く関連した業務や、既往業務の進捗や成果を前提としたプロセスや検討が本件業務には含まれています。このため、本件業務の実施に当たっては、既往契約の関係者と緊密に連携し、同契約で実施されてている14社に対する支援の進捗状況の詳細を適時に把握しない限り、採択企業への負荷や業務の重複を避けたり、効率的に業務を実施すること自体が難しいと思われます。 他方において、既往契約にはパイロット事業との連携に関する業務や義務が含まれていないと理解しますが、既往契約との緊密な連携を可能にするために、具体的に既往契約の業務や条件についてはどのような対応が予定されるのかご教示ください。 | O | 進行中案件との関係 | 進行中の別契約である「ウクライナ国復旧・復興プロセスにおける民間連携促進に係る調査」においては、現在各採択企業について市場、パートナー、顧客、法規制、ニーズ等に関する調査や事業計画案の検討等の支援が行われていると承知していますが、本件企画競争説明書及び別途配布された各企業のパイロット事業家の内容を拝見する限り、本件業務で想定されているパイロット事業の検討や実施は、既往業務と目的や内容が同一又は共通ないしは深く関連した業務や、既往業務の進捗や成果を前提としたプロセスや検討が本件業務には含まれています。このため、本件業務の実施に当たっては、既往契約の関係者と緊密に連携し、同契約で実施されてている14社に対する支援の進捗状況の詳細を適時に把握しない限り、採択企業への負荷や業務の重複を避けたり、効率的に業務を実施すること自体が難しいと思われます。 他方において、既往契約にはパイロット事業との連携に関する業務や義務が含まれていないと理解しますが、既往契約との緊密な連携を可能にするために、具体的に既往契約の業務や条件についてはどのような対応が予定されるのかご教示ください。 | 採択企業の事業の現状等については、JICAと採択企業から本件受注者に適切に共有することを予定しています。 「ウクライナ国復旧・復興プロセスにおける民間連携促進に係る調査」の既往契約に関する質問にはお答えしかねますが、各案件の契約管理についてはいずれも適切に対応して参ります。 |
| 2 | O | 支払いのタイミング | パイロット事業のための再委託契約に基づく、コンサルタントから 採択企業への契約金額の支払いは、どのタイミング(概算払い、業 務実施完了後に精算払い?)において、何を根拠に行うことを想定 されていますか。 | 0 | 支払いのタイミング | パイロット事業のための再委託契約に基づく、コンサルタントから採 択企業への契約金額の支払いは、どのタイミング(概算払い、業務 実施完了後に精算払い?)において、何を根拠に行うことを想定さ れていますか。 | 再委託ガイドライン (https://www.jica.go.jp/about/announce/ukraine_biz/2024/detail/_icsFiles/afield file/2024/04/15/02_youkou2024uk_1.pdf)を踏まえ、再委託にかかる支払いのタイミングは受注者の裁量により決めていただきます。なお、業務実施完了時のJICAへの精算報告書提出時には、①現地再委託契約書(写)、②選定経緯と結果の報告(打合簿)、③現地再委託先からの請求書及び領収書を添付する必要があるため、再委託企業との精算は終えている必要があります。 |
| 3 | | | | 0 | 留意事項の有無 | 同時に公示となっている「インフラ、エネルギー、デジタル分野」の件においては、p.38に「(9)その他留意事項」が含まれますが、本件においては特段規定されないでしょうか。(具体的には、宿泊費の計上金額や、ウクライナまでの移動方法、ウクライナ渡航者の上限については本件では規定されないでしょうか。) | 24a00759の企画競争説明書P.38 (9)その他留意事項と同様の留意事項が設定されます。 1) 報酬は紛争影響国・地域における報酬単価(月額上限額)を上限とします 2)ウクライナ国ではJICA指定ホテルに宿泊し、手配はJICAが行いますが、支払いは各自となります。宿泊費は全ての格付けにおいて、100ユーロ/泊で計上してください。宿泊日数が30日超、60日超の場合の逓減は不要です。 3) ウクライナ迄の移動は、ポーランド(ワルシャワ)まで空路で入り、そこから陸路(車両)で国境の町(ヘウム/Chelm)まで移動。その後電車に乗り換えて鉄道移動。但し、ヘウムからの国際列車が満席の際は、プシェミシル(Przemysl)駅発着の国際列車を利用する場合があります。ポーランド・ウクライナ間の移動はJICAが手配・負担します。また、ワルシャワ空港若しくはヘウム駅で警護員が合流します。 4) ウクライナへの渡航は1回につき3名迄を上限としますので、渡航日程は柔軟に対応できるようご検討ください。 |
| 4 | 1 | 第1章 1 (5)前金払いの制限 | 前金払いの上限額が制限されていますが、本上限額は定額計上のパイロット事業費や採択企業に関係する旅費も含むでしょうか、またはパイロット事業費や採択企業に関係する旅費は本業務開始後に前渡金として受注者に資金移動し資金管理することになりますでしょうか? | 1 | 第1章 1 (5)前金払いの制限 | 前金払いの上限額が制限されていますが、本上限額は定額計上の パイロット事業費や採択企業に関係する旅費も含むでしょうか、ま たはパイロット事業費や採択企業に関係する旅費は本業務開始後 に前渡金として受注者に資金移動し資金管理することになりますで しょうか? | 本事業は契約後の最初の12か月の間に、定額計上分や旅費も含む契約金額に対して、30%を上限に前払いを請求可能です。 |
| 5 | 2 | 3. 競争参加資格 | 本件については、共同企業体構成員(代表企業以外)についても、 競争参加資格要件(特に積極的資格要件)が求められるでしょう か? 積極的資格要件には、日本法人であることという要件があります 一方で、企画競争説明書にはウクライナ法人が共同企業体の構成 員になることも想定されている記述があります。ウクライナの法人 が共同企業体構成員に参加する場合、ウクライナ法人については積 極的資格要件が求められないと考えていますが、その理解で相違 ないでしょうか。 なお、競争参加資格申請書の提出期限に鑑み、本ご質問のご回答 は至急頂戴したくお願いいたします(ご回答の内容とタイミング如 何では、諸般の期日に間に合わない恐れがございます。)。 | 2 | 3. 競争参加資格 | 本件については、共同企業体構成員(代表企業以外)についても、競争参加資格要件(特に積極的資格要件)が求められるでしょうか? 積極的資格要件には、日本法人であることという要件があります一方で、企画競争説明書にはウクライナ法人が共同企業体の構成員になることも想定されている記述があります。ウクライナの法人が共同企業体構成員に参加する場合、ウクライナ法人については積極的資格要件が求められないと考えていますが、その理解で相違ないでしょうか。 なお、競争参加資格申請書の提出期限に鑑み、本ご質問のご回答は至急頂戴したくお願いいたします(ご回答の内容とタイミング如何では、諸般の期日に間に合わない恐れがございます。)。 | 本件は厳格な情報保全が求められる案件に該当するため、共同企業体代表者並びに構成員についても、競争参加資格要件が求められます。 本質問に関連し、企画競争説明書 第2章「【1】3. その他留意点」で現地リソースを共同企業体構成員として採用可能と記載していますが、本件は厳格な情報保全案件にがいとうするためこれは誤りであり、積極的資格要件(全省庁統一資格を持つこと、日本登記法人であること)が求められます。したがって、この要件を満たさない社は、共同企業体構成員としての参加はできません。なお、補強としての参加、または現地傭人としての参加は可能です。誤った情報の記載をお詫びするとともに、日本登記法人以外の社で本案件への応募を検討している社におかれては、補強や現地傭人としての参加を検討頂けますようお願いいたします。 |
| 6 | 10 | →セクター参画促進プロジェクト <i>0</i> . | アターン2にウクライナ関係者の第三国への招へい活動とありますが、第三国に招へいする対象者は、政府関係者のみとなりますでしょうか、或いは民間人も含みますでしょうか?また、想定される人数等がございますでしょうか? | 10 | (1)ウクライナ復興に向けた民間セクター参画促進プロジェク | パターン2にウクライナ関係者の第三国への招へい活動とありますが、第三国に招へいする対象者は、政府関係者のみとなりますでしょうか、或いは民間人も含みますでしょうか?また、想定される人数等がございますでしょうか? | 政府関係者以外の、民間人も想定しています。人数は最大5~6名程度を想定していますが、今後のパイロット事業の検討時に変動する可能性があります。 |
| 7 | 12 | 第3条 実施方針及び留意事項 2. 本業務に係る実施方針及び 留意事項 | 配布された各社のパイロット事業案によれば、多くの企業の事業案が、既往の別契約である「ウクライナ国復旧・復興プロセスにおける民間連携促進に係る調査」の進捗や成果に基づいてパイロットが検討及び実施されると理解します。他方、既往契約についても、各企業の調査が10月以降順次開始されたばかりの状況であるとも承知しているところ、基本的にはその進捗を待ってパイロット事業の検討を行うとの理解で正しいでしょうか。 | 12 | 2. 本業務に係る実施方針及び留意事項 | 配布された各社のパイロット事業案によれば、多くの企業の事業案が、既往の別契約である「ウクライナ国復旧・復興プロセスにおける民間連携促進に係る調査」の進捗や成果に基づいてパイロットが検討及び実施されると理解します。他方、既往契約についても、各企業の調査が10月以降順次開始されたばかりの状況であるとも承知しているところ、基本的にはその進捗を待ってパイロット事業の検討を行うとの理解で正しいでしょうか。 | ご理解のとおり、ウクライナ・ビジネス支援事業の進捗に基づいて判断します。具体的には、①ウクライナ・ビジネス支援事業が開始済みであること、②採択企業がパイロット事業を実施するにあたって必要な情報 (法制度、パートナーの有無、調達手続き等)を確認できていること、③期間及び予算を含めてパイロット事業の見込みがあること等、を勘案して判断しますので、パイロット事業の開始は「ウクライナ・ビジネス支援事業」の各社事業進捗によって前後します。 |

| 8 | 12 | 第3条 実施方針及び留意事項 2. 本業務に係る実施方針及び 留意事項 | 採択企業7社については、中小企業も多く、人材を中心にキャパシティが限られていると想像しますが、すでに進行していると承知している「ウクライナ国復旧・復興プロセスにおける民間連携促進に係る調査」と本件業務とが、同時に実施される中、二重の負担とならないよう、現地や近隣国調査を含めた調査業務、コンサルタントや貴機構との日常の協議や調整等、作業や手続きをどのように一本化、効率化して実施する予定でしょうか。 | 12 | 第3条 実施方針及び留意事項 2. 本業務に係る実施方針及び 留意事項 | 採択企業7社については、中小企業も多く、人材を中心にキャパシティが限られていると想像しますが、すでに進行していると承知している「ウクライナ国復旧・復興プロセスにおける民間連携促進に係る調査」と本件業務とが、同時に実施される中、二重の負担とならないよう、現地や近隣国調査を含めた調査業務、コンサルタントや貴機構との日常の協議や調整等、作業や手続きをどのように一本化、効率化して実施する予定でしょうか。 | パイロット事業を実施するタイミングでは既にウクライナ・ビジネス支援事業は終盤に差し掛かっていることが想定されるため、採択企業にとっての負荷は必ずしも大きくないと考えています。 |
|----|----|---|---|----|---|---|--|
| 9 | 12 | 第3条 実施方針及び留意事項 2. 本業務に係る実施方針及び 留意事項 | 「各社のパイロット事業案に関する配布資料」を拝見し、本案件に含まれている採択企業は、必ずしもインフラ、エネルギー、デジタルセクターと関係しない企業であると理解しますが、これらの7企業を敢えてこのセクターで括ることの背景や狙いをご教示いただけますか。 | 12 | 第3条 実施方針及び留意事項 2. 本業務に係る実施方針及び 留意事項 | 「各社のパイロット事業案に関する配布資料」を拝見し、本案件に含まれている採択企業は、必ずしも農業・教育セクターと関係しない企業であると理解しますが、これらの7企業を敢えてこのセクターで括ることの背景や狙いをご教示いただけますか。 | 「等」で記載のとおり、農業及び教育セクター以外のセクターも含まれます。今回14社全て同一案件にするには分野が多様化したため、2案件にすべく、ウクライナ政府とのコミュニケーション円滑化の観点から、パイロット事業の窓口となる省庁(案)ごとにグループ分けしています。 |
| 10 | 13 | 第4条 業務の内容 2. 本業務にかかる事項 (1)プロジェクトの活動に関する 業務 ア)パイロット事業の準備 ii. | 「ii. パイロット事業内容と採択企業のビジネスにおけるパイロット事業の位置づけ整理」は、既往の「ウクライナ国復旧・復興プロセスにおける民間連携促進に係る調査」において実施されている事業計画作成に関する業務であり、本件パイロット事業の業務側で主体的に実施するのは難しい又は重複した作業になってしまうのではないでしょうか。 | 13 | 第4条 業務の内容 2. 本業務にかかる事項 (1)プロジェクトの活動に関する業務 ア)パイロット事業の準備 ii. | 「ii. パイロット事業内容と採択企業のビジネスにおけるパイロット事業の位置づけ整理」は、既往の「ウクライナ国復旧・復興プロセスにおける民間連携促進に係る調査」において実施されている事業計画作成に関する業務であり、本件パイロット事業の業務側で主体的に実施するのは難しい又は重複した作業になってしまうのではないでしょうか。 | 既往の「ウクライナ国復旧・復興プロセスにおける民間連携促進に係る調査」(ウクライナ・ビジネス支援事業)では中長期的なビジネスプランの策定を実施しますが、当該調査ではパイロット事業の内容及びその事業計画上の位置づけは整理されません。よって、当該項目については、JICA及び採択企業が検討を進めています。本事業のコンサルタントには、既にある程度内容が検討されたパイロット事業について、実施前に企業にとっての位置づけを整理することを支援する、という趣旨です。また、一部記載の誤りがありましたので、企画競争説明書p.13の2.(1)①ア)a)iiを以下のとおり修正します。 (正)受注者は、現在実施中のパイロット事業案と採択企業の意向を踏まえつつ、採択企業のビジネス進出において各パイロット事業の実施意義や出口戦略・位置づけ・方法を採択企業及び発注者と検討する。(誤)受注者は、現在実施中のパイロット事業案と採択企業の意向を踏まえつつ、採択企業のビジネス進出において各パイロット事業の実施意義や出口戦略・位置づけ・方法を採択企業及び発注者と検討する。 |
| 11 | 13 | 第4条 業務の内容 2. 本業務にかかる事項 (1)プロジェクトの活動に関する 業務 ア)パイロット事業の準備 iii. | 「iii. ビジネスパートナー選定支援」は、既往の「ウクライナ国復旧・ 復興プロセスにおける民間連携促進に係る調査」の中で実施され ている、または、実施される予定の支援と重複する場合が多いと理 解しますが、どのように整理なり連携をして作業を進める想定で しょうか。 | 13 | 第4条 業務の内容 2. 本業務にかかる事項 (1)プロジェクトの活動に関す る業務 ア)パイロット事業の準備 iii. | 「iii. ビジネスパートナー選定支援」は、既往の「ウクライナ国復旧・復興プロセスにおける民間連携促進に係る調査」の中で実施されている、または、実施される予定の支援と重複する場合が多いと理解しますが、どのように整理なり連携をして作業を進める想定でしょうか。 | 企画競争説明書に記載のとおり、「ウクライナ国復旧・復興プロセスにおける民間連携促進に係る調査」(ウクライナ・ビジネス支援事業)を通じたビジネスパートナーの検討及び選定状況は企業ごとに異なり、パイロット事業実施にあたってのパートナー企業が既に確定している企業もあります。一方で、ビジネスパートナーが確定していない企業もいるため、その場合には採択企業及びJICAと相談の上、選定を支援いただきたいと考えています。 |
| 12 | 14 | イ)パイロット事業の実施 a)機材調達の支援 | 「a)で調達した製品/サービス引渡し後の試運転、テストマーケ ティングや機材の研修等を実施し、パイロット事業として予め設定した情報収集 や検証を行う。」とありますが、試運転、テストマーケティングや機材の研修等の実施は、採択企業の役割であり、受注者はその円滑な実施を支援するという役割分担と理解しても正しいですか? | 14 | イ)パイロット事業の実施 a)機材調達の支援 | 「a)で調達した製品/サービス引渡し後の試運転、テストマーケ ティングや機材の研修等を実施し、パイロット事業として予め設定した情報収集 や検証を行う。」とありますが、試運転、テストマーケティングや機材の研修等の実施は、採択企業の役割であり、受注者はその円滑な実施を支援するという役割分担と理解しても正しいですか。 | ご理解のとおりです。 |
| 13 | 14 | 第2章【2】第4条 2. イ) | パイロット事業に係る採択企業との再委託契約について、支払条件等を含めてどのような契約条件が想定されているでしょうか?契約書雛形等は貴機構からご提供いただけるでしょうか、或いは受注者と採択企業が作成、合意する想定でしょうか? | 14 | 第2章【2】第4条 2. イ) | パイロット事業に係る採択企業との再委託契約について、支払条件等を含めてどのような契約条件が想定されているでしょうか?契約書雛形等は貴機構からご提供いただけるでしょうか、或いは受注者と採択企業が作成、合意する想定でしょうか? | 再委託ガイドライン (https://www.jica.go.jp/about/announce/manual/guideline/consultant/_icsFiles/a fieldfile/2024/10/01/202410_guide.pdf)を踏まえご対応ください。国内再委託契約に係る契 約書雛形はありませんが、弊機構が国内企業と契約する際の契約書雛形を契約交渉の場で共有すること は可能です。 |
| 14 | 14 | 第4条 業務の内容 2. 本業務にかかる事項 イ) パイロット事業の実施 a) 機材調達の支援 | 機材等の調達を伴うパイロット事業については、機材等の製造・生産、輸送、納入・据え付け、トレーニング等に、何か月もの期間がかかるものもあると推測しますが、本契約期間の中ですべてを完了することができない事業はどのように対応されるのでしょうか。 | 14 | 第4条 業務の内容 2. 本業務にかかる事項 イ)パイロット事業の実施 a) 機材調達の支援 | 機材等の調達を伴うパイロット事業については、機材等の製造・生産、輸送、納入・据え付け、トレーニング等に、何か月もの期間がかかるものもあると推測しますが、本契約期間の中ですべてを完了することができない事業はどのように対応されるのでしょうか。 | パイロット事業は本事業の契約期間内に製造、輸送、納入等を実施可能な内容のみ実施することを想定しており、この期間を超えるものは実施しない想定です。 |
| 15 | 15 | 第2章【2】第4条2.(1) イ)b) | 「採択企業と連携し、a)で調達した製品/サービス引渡し後の試運転、テストマーケティングや機材の研修等を実施」とありますが、試運転、テストマーケティングや機材の研修等は採択企業が実施し、受注者は他の業務と同様に支援及びモニタリングを実施するという理解でよろしいでしょうか。 | 14 | 第2章【2】第4条2.(1) イ)b) | 「採択企業と連携し、a)で調達した製品/サービス引渡し後の試運転、テストマーケティングや機材の研修等を実施」とありますが、試運転、テストマーケティングや機材の研修等は採択企業が実施し、受注者は他の業務と同様に支援及びモニタリングを実施するという理解でよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 16 | 14 | 第4条 業務の内容 2. 本業務にかかる事項 イ) パイロット事業の実施 a) 機材調達の支援 | パイロット事業の中で調達される資機材や役務等については、その金額の多寡に拘わらず、再委託契約に基づき、再委託企業自らが調達手続、納入業者との契約、支払い等を主体的に担当し、コンサルタントはその円滑な実施のための支援を行うという役割であるとの理解で正しいでしょうか。 | 14 | 第4条 業務の内容 2. 本業務にかかる事項 イ) パイロット事業の実施 a) 機材調達の支援 | パイロット事業の中で調達される資機材や役務等については、その金額の多寡に拘わらず、再委託契約に基づき、再委託企業自らが調達手続、納入業者との契約、支払い等を主体的に担当し、コンサルタントはその円滑な実施のための支援を行うという役割であるとの理解で正しいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 17 | 14 | 第4条 業務の内容 2. 本業務にかかる事項 イ)パイロット事業の実施 | 「パイロット事業は主に以下の内容を含み形成され、受注者が各採択企業と再委託契約締結を締結する。」について、意味を取るのが難解であるため、修正をお願いできないでしょうか。具体的には、「含み形成され」の意味が分かりづらい他、「以下」には、パイロット事業を形成する内容では無く、受注者が行うべき採択企業に対する支援内容が記載されているのではないかと思われました。 | 14 | 第4条 業務の内容 2. 本業務にかかる事項 イ)パイロット事業の実施 | 「パイロット事業は主に以下の内容を含み形成され、受注者が各採択企業と再委託契約締結を締結する。」というセンテンスは、意味を取るのが難解であるため、修正をお願いできないでしょうか。具体的には、「含み形成され」の意味が分かりづらい他、「以下」には、パイロット事業を形成する内容では無く、受注者が行うべき採択企業に対する支援内容が記載されているのではないかと思われました。 | ご指摘を踏まえ、企画競争説明書p.14の2.(1)①イ)「パイロット事業の実施」を以下のとおり修正します。なお、パイロット事業の定義は、p.10をご確認下さい。 (正)パイロット事業実施にかかる受注者の業務は主に以下の内容で構成される。なお、受注者は採択企業と再委託契約によってパイロット事業を実施する。(誤)パイロット事業は主に以下の内容を含み形成され、受注者が各採択企業と再委託契約を締結する。 |

| 31 | 36 | (4)定額計上について | 含める必要がありますでしょうか。別途、積算が必要な場合、飛行機が通常通りに富んでいないため、航空券の見積が難しいかと思うのですがどのように算出することを想定されていますでしょうか。 | | | | 業務従事者の渡航にかかる費用(航空券、宿泊費、日当)は定額計上に含まれておりませんので、見積書に含めてください。ポーランドまでの航空券は通常通り手配可能という理解です(ポーランド・ウクライナ間はJICAで手配)。 |
|----|----|--|---|----|--|---|---|
| | | | 業務従事者の渡航回数の目途として全TO回想定となっておりますが、業務従事者の渡航にかかる費用(航空券、宿泊費等)は定額計上の金額に含まれていますでしょうか。それとも、別途、見積書に | | | | 業務従事者の渡航にかかる費田(航空券 宏泊費 口当)け完婚計 Fに今まれておりませんので 目標事に |
| 30 | 33 | (5)対象国の便宜供与 | 別見積として提出しても問題ないでしょうか。 R/Dをご共有頂けますでしょうか。 | 34 | (5)対象国の便宜供与 | 別見積として提出しても問題ないでしょうか。 R/Dをご共有頂けますでしょうか。 | パイロット事業案の配布依頼をした社に対し、担当事業部より別途メールで共有します。 |
| 29 | 32 | 第3章【2】(2)2) | 「渡航回数の目途 全10回」とありますが、採択企業は各社複数回のウクライナないし周辺国への渡航を計画しているため、提案書にて渡航回数を10回より増やし、見積もりの上限額を超える場合は | 33 | 第3章【2】(2)2) | 「渡航回数の目途 全10回」とありますが、採択企業は各社複数回のウクライナないし周辺国への渡航を計画しているため、提案書にて渡航回数を10回より増やし、見積もりの上限額を超える場合は | 問題ありません。 |
| 28 | | | | 33 | (4)配付資料/公開資料等 | 配布資料から、第3国の候補としてポーランド以外にドイツやウズベキスタンの活用が検討されているものと理解しました。これらの国への調査団員の渡航も想定されますでしょうか? | 想定されます。 |
| 27 | 32 | (4)配付資料/公開資料等 | 配布資料のうち、東洋硬化社のみ1枚絵(案件概要図)がありませんでした。 こちらは追加で配布予定がございますでしょうか。 | | | | 東洋硬化の案件概要図は、調査実施状況に鑑み配布予定はございません。 |
| 26 | 31 | 第3章【1】(3)1) | 副業務主任者を配して業務管理グループとする場合は、副業務主任者の履歴書と担当専門分野に関連する経験も記載するという理解でよろしいでしょうか。 | 32 | 第3章【1】(3)1) | 副業務主任者を配して業務管理グループとする場合は、副業務主任者の履歴書と担当専門分野に関連する経験も記載するという理解でよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 25 | 27 | 別紙共通留意事項 | 別紙共通留意事項の「他の専門家との協働」に記載の別添「(参考) 別途派遣する専門家の業務内容」が企画競争説明書に添付されて いないようですので、可能であれば共有をお願いいたします。 | 28 | 別紙共通留意事項 | 別紙共通留意事項の「他の専門家との協働」に記載の別添「(参考) 別途派遣する専門家の業務内容」が企画競争説明書に添付されて いないようですので、可能であれば共有をお願いいたします。 | 「他の専門家との協働」に該当する専門家がいないため、本記載は該当なし、と修正させていただきます。申し訳ございません。 |
| 24 | 20 | 第7条 機材調達 | 「本業務では機材調達を想定していない。」というのは、パイロット 事業で日本からなにか機材やサービス製品を持参しないという意 味ではなく、あくまで機材の現地調達が想定されていないとの意 味で齟齬ございませんでしょうか。 | 21 | 第7条 機材調達 | 「本業務では機材調達を想定していない。」というのは、パイロット 事業で日本からなにか機材やサービス製品を持参しないという意 味ではなく、あくまで機材の現地調達が想定されていないとの意味 で齟齬ございませんでしょうか。 | パイロット事業における機材調達は、日本、第三国及び現地調達いずれも想定されます。「機材調達を想定しない。」とは、受注者による機材調達が実施されないことを指しています。受注者と採択企業による調達の役割分担については、No.23の回答もご確認ください。 |
| 23 | 20 | 第2章【2】第7条 第4条 2. イ)a) | 第2章【2】第7条では、「本業務では、機材調達を想定していない」と記載がありますが、第2章第4条 2. イ)a)には、パイロット事業の実施において採択企業が実施する機材調達を支援する旨が記載されています。上記から、受注者が採択企業と締結する再委託契約の中で採択企業が機材調達を行うため、受注者が直接的に機材調達を実施するわけではないという趣旨で「本業務では、機材調達を想定していない」とされていると理解して宜しいでしょうか? | 21 | 第2章【2】第7条 第4条 2. イ)a) | 第2章【2】第7条では、「本業務では、機材調達を想定していない」と記載がありますが、第2章第4条 2. イ)a)には、パイロット事業の実施において採択企業が実施する機材調達を支援する旨が記載されています。上記から、受注者が採択企業と締結する再委託契約の中で採択企業が機材調達を行うため、受注者が直接的に機材調達を実施するわけではないという趣旨で「本業務では、機材調達を想定していない」とされていると理解して宜しいでしょうか? | ご理解のとおりです。再委託先となる採択企業14社が自身で調達を行うことを想定します。 |
| 22 | 18 | 第5条 報告書等 | ワーク・プランや業務完了報告書の別添資料にPDMを含んだり、 PDMに基づいた記述をするようにご指示がございますが、本件に はPDMが存在するのでしょうか。PDMがある場合、PDMの内容 をご共有いただくことは可能でしょうか。 | 19 | 第5条 報告書等 | ワーク・プランや業務完了報告書の別添資料にPDMを含んだり、 PDMに基づいた記述をするようにご指示がございますが、PDM をご共有いただくことは可能でしょうか。 | 本事業ではPDMを作成しておらず、案件概要表の成果及び活動のみであるため、PDMにかかる記載は 削除させていただきます。申し訳ございません。 |
| 21 | | | | 17 | 第4条 業務の内容 2.本業務にかかる事項 (2)本邦招研修・招へい | 「本業務では、本邦研修・招へいを想定していない」とありますが、 P.25(成果2の2-2)には「本邦招へいを実施し」とございます。本 邦招へいは実施されるものと理解しましたが、これらに係る費用等 は見積り上想定しないものとして宜しいでしょうか。 | No.20への回答をご覧ください。企業による本邦招へいは定額計上経費に含まれるため、見積りに追加いただく必要はありません。 |
| 20 | 16 | 第2章【2】第4条2.(2) | 「本業務では、本邦研修・招へいを想定していない。」とありますが、 P.15では「パイロット事業に関連してビジネスパートナーが日本も しくは第三国に渡航する際、採択企業が行う渡航準備や現地での 活動のアレンジを支援する。」と記載があります。パイロット事業の 詳細検討の段階で本邦研修・招聘の実施が適当となった場合は本 邦研修・招へいを実施するという理解でよろしいでしょうか。 | 17 | 第2章【2】第4条2.(2) | 「本業務では、本邦研修・招へいを想定していない。」とありますが、 P.15では「パイロット事業に関連してビジネスパートナーが日本も しくは第三国に渡航する際、採択企業が行う渡航準備や現地での活 動のアレンジを支援する。」と記載があります。パイロット事業の詳 細検討の段階で本邦研修・招聘の実施が適当となった場合は本邦 研修・招へいを実施するという理解でよろしいでしょうか。 | 本事業では、JICAによる本邦招へいは実施せず、企業がパイロット事業の検討及び実施時にビジネスパートナーの日本招へいの必要があると判断された場合、その支援をして頂きます。 |
| 19 | 14 | 第4条 業務の内容 2. 本業務にかかる事項 イ)パイロット事業の実施 | 「b.」は、「a.機材調達の支援」についての記載という理解で宜しいでしょうか。また、「採択企業とビジネスパートナーに確認し、機材の個数や納品先を決定する。」と記載がありますが、機材の個数や納品先は確定していない状態で再委託契約を締結することをご想定されておりますでしょうか。その場合、契約金額の確定が難しいのではないかと思料いたしますが、どのように再委託契約を締結することとなることをご想定か、ご教示いただけますでしょうか。 | 14 | 第4条 業務の内容 2. 本業務にかかる事項イ)パイロット事業の実施 | 「b.」は、「a.機材調達の支援」についての記載という理解で宜しいでしょうか?また、「採択企業とビジネスパートナーに確認し、機材の個数や納品先を決定する。」と記載がありますが、機材の個数や納品先は確定していない状態で再委託契約を締結することをご想定されておりますでしょうか?その場合、契約金額の確定が難しいのではないかと思料いたしますが、どのように再委託契約を締結することとなることをご想定か、ご教示いただけますでしょうか。 | ●段落番号 企画競争説明書p.14の2.(1)①イ)のa)とb)について、以下のとおり修正します。 (正) a)機材調達の支援 採択企業とビジネスパートナーに確認し、機材の個数や納品先を決定する。その後、採択企業が行う機材 調達、輸送、機材引渡しまでの工程について現地リソース等を活用しながら円滑な実施をモニタリング、何 か対応が必要な場合は対処する。 b)製品/サービス提供にかかるフォローアップ 採択企業と連携し、a)で調達した製品/サービス引渡し後の試運転、テストマーケティングや機材の研修等 を実施し、パイロット事業として予め設定した情報収集や検証を行う。 ●再委託契約締結時における契約金額の確定 再委託契約は、資機材数等が確定した状態で締結することを想定しています。 |
| 18 | 14 | 第4条 業務の内容 2. 本業務にかかる事項 イ) パイロット事業の実施 a) 機材調達の支援 | 通常の技術協力プロジェクトにおける資機材等の購送・調達手続きについては、手続きの難度や公平性、透明性等の観点から、貴機構自身で実施していると理解していますが、本件においては、採択企業がその手続きを自ら実施するとするとの整理で正しいでしょうか。その際、中小企業を中心とする採択企業が、貴機構の調達ルール等を踏まえ、公共調達手続きを主導することによる、手続きの非効率性、不公正性や不透明性の問題、さらには結果的に受注者(コンサル)への過剰な負荷(具体的には、無償資金協力プロジェクト等における、いわゆる「調達支援」や「調達代理」を担うこと(今回は役割に含まれていないと理解)や、受託者に求められている主要な業務経験や能力(日本企業のビジネス展開に係る支援経験)を超えるような、役割や契約人月を必要とする対応や体制)が求められる等の事態は発生しないでしょうか。 | 14 | 第4条 業務の内容 2. 本業務にかかる事項 イ) パイロット事業の実施 a) 機材調達の支援 | 通常の技術協力プロジェクトにおける資機材等の購送・調達手続きについては、手続きの難度や公平性、透明性等の観点から、貴機構自身で実施していると理解していますが、本件においては、採択企業がその手続きを自ら実施するとするとの整理で正しいでしょうか。その際、中小企業を中心とする採択企業が、貴機構の調達ルール等を踏まえ、公共調達手続きを主導することによる、手続きの非効率性、不公正性や不透明性の問題、さらには結果的に受注者(コンサル)への過剰な負荷(具体的には、無償資金協力プロジェクト等における、いわゆる「調達支援」や「調達代理」を担うこと(今回は役割に含まれていないと理解)や、受託者に求められている主要な業務経験や能力(日本企業のビジネス展開に係る支援経験)を超えるような、役割や契約人月を必要とする対応や体制)が求められる等の事態は発生しないでしょうか。 | https://www.jica.go.jp/about/announce/manual/guideline/consultant/equipment.html https://www.jica.go.jp/about/announce/manual/guideline/consultant/procurement.html https://www.jica.go.jp/about/announce/manual/guideline/consultant/export.html 採択企業が今後ウクライナ国でビジネス展開するにあたっては、国際貿易に関する知見を重ねる必要性が有り、受注者によるその支援は重要と考えております。 また、本事業はパイロット事業の設計やビジネスプランの策定に重点を置いたものではなく、内容がおおよそ確定したパイロット事業の実施を主な業務としているものであり、契約人月もそれ相応の量を計上しています。JICAが受注者に求めるのは、十分な人手や制度への理解を有さない企業に対して、直接的な支援業務になります。 |
| | | | | | | | 本案件では、採択企業による本邦機材調達・輸送・機材引き渡しに対し、受注者にはその支援を担当いた だく想定です。それに関連するガイドラインは以下の通りです。 |

| 32 | 36 | 4. 見積書作成にかかる留意事項(2)上限額について | 同時に公示となっている「農業、教育分野」と比較して、両方とも7 社の採択企業が対象となりうる業務で、上限額が2件で異なっておりますが、それぞれの金額算定の背景についてご教示願えますでしょうか。 | | | | 24a00760の上限額の設定に誤りがありました。24a00759と同様、上限額を198,088,000円(税抜)に訂正します。なお、24a00759の企画競争説明書P.38 (9)その他留意事項と同様の留意事項が、24a00760にも設定されます。 1) 報酬は紛争影響国・地域における報酬単価(月額上限額)を上限とします 2)ウクライナ国ではJICA指定ホテルに宿泊し、手配はJICAが行いますが、支払いは各自となります。宿泊費は全ての格付けにおいて、100ユーロ/泊で計上してください。宿泊日数が30日超、60日超の場合の逓減は不要です。 3) ウクライナ迄の移動は、ポーランド(ワルシャワ)まで空路で入り、そこから陸路(車両)で国境の町(ヘウム/Chelm)まで移動。その後電車に乗り換えて鉄道移動。但し、ヘウムからの国際列車が満席の際は、プシェミシル(Przemysl)駅発着の国際列車を利用する場合があります。ポーランド・ウクライナ間の移動はJICAが手配・負担します。また、ワルシャワ空港若しくはヘウム駅で警護員が合流します。 4) ウクライナへの渡航は1回につき3名迄を上限としますので、渡航日程は柔軟に対応できるようご検討ください。 |
|----|----|------------------------------|--|----|-----------------------------|---|--|
| 33 | | | | 36 | 4. 見積書作成にかかる留意事項 | また関連して、ウクライナ国内の移動などにつき、ワルシャワ空港もしくはヘウム駅以外においても、防弾車や警護員が必要と考えられる場合には、貴機構に手配をお願いすることは可能でしょうか。 | 24a00759の企画競争説明書P.38 (9)その他留意事項と同様の留意事項が設定されます。 1) 報酬は紛争影響国・地域における報酬単価(月額上限額)を上限とします 2)ウクライナ国ではJICA指定ホテルに宿泊し、手配はJICAが行いますが、支払いは各自となります。宿泊費は全ての格付けにおいて、100ユーロ/泊で計上してください。宿泊日数が30日超、60日超の場合の逓減は不要です。 3) ウクライナ迄の移動は、ポーランド(ワルシャワ)まで空路で入り、そこから陸路(車両)で国境の町(ヘウム/Chelm)まで移動。その後電車に乗り換えて鉄道移動。但し、ヘウムからの国際列車が満席の際は、プシェミシル(Przemysl)駅発着の国際列車を利用する場合があります。ポーランド・ウクライナ間の移動はJICAが手配・負担します。また、ワルシャワ空港若しくはヘウム駅で警護員が合流します。 4) ウクライナへの渡航は1回につき3名迄を上限としますので、渡航日程は柔軟に対応できるようご検討ください。 ワルシャワ空港もしくはヘウム駅以外においても、防弾車や警護員が必要と考えられる場合には、JICAが手配します。 |
| 34 | 36 | 第3章4.(4) | 採択企業との再委託契約等に充当する定額計上経費について、792,145,000円(税抜)との記載がありますが、パイロット事業の詳細はこれから本業務内で検討すべき事項であるため、再委託契約に含める機材・サービスの内容によって再委託契約の金額が変動することが予想されます。その際に、数量や単価の妥当性を確認することも受注者の業務に含まれるでしょうか?また、予算を超過する可能性がある場合の対応については発注者と相談、協議するという理解で宜しいでしょうか? | | | | その理解通りです |
| 35 | | | | 37 | 第3章4.(4) | 採択企業との再委託契約等に充当する定額計上経費について、 192,145,000円(税抜)との記載がありますが、パイロット事業の 詳細はこれから本業務内で検討すべき事項であるため、再委託契 約に含める機材・サービスの内容によって再委託契約の金額が変 動することが予想されます。その際に、数量や単価の妥当性を確認 することも受注者の業務に含まれるでしょうか?また、予算を超過 する可能性がある場合の対応については発注者と相談、協議する という理解で宜しいでしょうか? | その理解通りです |
| 36 | 36 | 第3章4.(4) | 採択企業との再委託契約等に充当する定額計上経費は受注者との 契約額に加算されると理解していますが、定額計上経費部分に係 る発注者から受注者への支払条件はどのように想定されているで しょうか?第3章4.(4)に「定額計上した経費については、証拠書 類に基づきその金額の範囲内で精算金額を確定します。」と記載が ありますが、一時的に受注者で当該費用を負担し、事後的に精算の 対象になるのでしょうか? | 37 | 第3章4.(4) | 採択企業との再委託契約等に充当する定額計上経費は受注者との 契約額に加算されると理解していますが、定額計上経費部分に係 る発注者から受注者への支払条件はどのように想定されているで しょうか?第3章4.(4)に「定額計上した経費については、証拠書 類に基づきその金額の範囲内で精算金額を確定します。」と記載が ありますが、一時的に受注者で当該費用を負担し、事後的に精算の 対象になるのでしょうか? | 定額計上も含めた契約総額の30%を契約締結後に、契約締結から13カ月経過後に10%、それぞれ前金 払が可能です。それらを上回る支払いについては、再委託以外の費用も含め、受注者が一時的に負担し、 事後精算となります。 |
| 37 | 37 | 4. 見積書作成にかかる留意事項 (4)定額計上について | 定額計上経費の「パイロット事業費」につきましては、最大で7億5千万円の国内再委託が発生するものと理解いたしました。すなわち、最大で7千5百万円の日本国の消費税が発生するものと想定されます。消費税の精算が不可である場合、そのような金額をJICAコンサルタントが自社負担することは難しく、消費税を請求可とするようなご対応をいただけませんでしょうか。(企画競争説明書のp.1にて、本案件では「事業実施・支援業務用」の契約約款が適用されるとありますが、契約金額の大部分について国内での支出が想定される場合においては、一部または全部を国内取引とし、コンサルタントが消費税を負担しなくて済むようにご検討頂けないでしょうか。) | | | | 国外取引として、消費税がかからない契約をしてください。 |
| 38 | | | | 37 | 4. 見積書作成にかかる留意質 (4)定額計上について | 定額計上経費の「パイロット事業費」につきましては、最大で1億5千万円の国内再委託が発生するものと理解いたしました。すなわち、最大で1千5百万円の日本国の消費税が発生するものと想定されます。消費税の精算が不可である場合、そのような金額をJICAコンサルタントが自社負担することは難しく、消費税を請求可とするようなご対応をいただけませんでしょうか。 (企画競争説明書のp.1にて、本案件では「事業実施・支援業務用」の契約約款が適用されるとありますが、契約金額の大部分について国内での支出が想定される場合においては、一部または全部を国内取引とし、コンサルタントが消費税を負担しなくて済むようにご検討頂けないでしょうか。) | 国外取引として、消費税がかからない契約をしてください。 |

| 39 | | | 37 | 4. 見積書作成にかかる留意事項 (2)上限額について | 同時に公示となっている「インフラ、エネルギー、デジタル分野」と比較して、両方とも7社の採択企業が対象となりうる業務で、上限額が2件で異なっておりますが、それぞれの金額算定の背景についてご教示願えますでしょうか。(もし「インフラ、エネルギー、デジタル分野」の件においてはp.38に「(9)その他留意事項」が含まれるが、本件では「(9)その他留意事項」が設定されていないことに起因するものであれば、少なくとも宿泊費単価分の金額が変動するかと存じますのでご修正をいただけますと幸いです。) | 24a00760の上限額の設定に誤りがありました。24a00759と同様、上限額を198,088,000円(税抜)に訂正します。 なお、24a00759の企画競争説明書P.38 (9)その他留意事項と同様の留意事項が、24a00760にも設定されます。 1) 報酬は紛争影響国・地域における報酬単価(月額上限額)を上限とします 2)ウクライナ国ではJICA指定ホテルに宿泊し、手配はJICAが行いますが、支払いは各自となります。宿泊費は全ての格付けにおいて、100ユーロ/泊で計上してください。宿泊日数が30日超、60日超の場合の逓減は不要です。 3) ウクライナ迄の移動は、ポーランド(ワルシャワ)まで空路で入り、そこから陸路(車両)で国境の町(ヘウム/Chelm)まで移動。その後電車に乗り換えて鉄道移動。但し、ヘウムからの国際列車が満席の際は、プシェミシル(Przemysl)駅発着の国際列車を利用する場合があります。ポーランド・ウクライナ間の移動はJICAが手配・負担します。また、ワルシャワ空港若しくはヘウム駅で警護員が合流します。 4) ウクライナへの渡航は1回につき3名迄を上限としますので、渡航日程は柔軟に対応できるようご検討ください。 |
|----|-------------------------------------|---|----|---------------------------------|---|---|
| 40 | 4. 見積書作成にかかる留意事項 (4)定額計上について | 本案件では7社の採択企業が対象となる理解でおります。他方で定額計上経費の「採択企業に関係する旅費」について、1件あたり1,000万円程度で4,000万円の定額計上というのは、最大で4社分までしか「採択企業自身がウクライナ等に渡航する際の旅費」の支出ができないということでしょうか。また、1件当たり1000万円とはどのような想定によるものか、内訳をお示しいただけないでしょうか。さらには、渡航回数が4回と見積もられている理由もご教示ください。 | | | | 採択企業に関係する渡航費は説明が誤っており、400万円(2名)が10回分(7社のうち複数回渡航する場合も想定)で計4,000万円と定額計上をしておりました。渡航にかかる安全管理費用(現地警備等)は別途、JICAで予算を確保しています。 |
| 41 | | | 38 | 4. 見積書作成にかかる留意事項 (4)定額計上につい | 本案件では7社の採択企業が対象となる理解でおります。他方で定額計上経費の「採択企業に関係する旅費」について、1件あたり1,000万円程度で4,000万円の定額計上というのは、最大で4社分までしか「採択企業自身がウクライナ等に渡航する際の旅費」の支出が沢企業がウクライナ人をイベント等に招待する際の旅費」の支出ができないということでしょうか。また、1件当たり1000万円とはどのような想定によるものか、内訳をお示しいただけないでしょうか。 | No. 40と同じ。 |
| 42 | 37 (4)定額計上について 2.採択企業に関係する旅費 | 1件当たり1,000万円程度、計4,000万円が定額計上されていますが、パイロット事業の数は最大7件と理解しています。1件に1,000万円用いると3,000万円の不足が発生する可能性がありますが、その場合は契約変更等の扱いとなりますでしょうか。 | 38 | (4)定額計上について 2.採択企業に関係する旅費 | 1件当たり1,000万円程度、計4,000万円が定額計上されていますが、パイロット事業の数は最大7件と理解しています。1件に1,000万円用いると3,000万円の不足が発生する可能性がありますが、その場合は契約変更等の扱いとなりますでしょうか。 | No. 41と同じ。 |
| 43 | 4. 見積書作成にかかる留意事 項 (4)定額計上について | 貴機構の民間連携案件においては、JICAコンサルタントが採択企業に同行する際の費用(航空賃・日当宿泊費以外)は、基本的に採択企業側の経費からの支出となるかと存じます。本件においても、他の貴機構民間連携事業の案件と同様に、JICAコンサルタントが採択企業に同行する際の費用(レンタカー代をはじめとした現地国内交通費等)は、定額計上費目の「パイロット事業費」から支出されることとなりますでしょうか。もしそうではない場合(「パイロット事業費」に含まれない場合)については、見積作成のため、具体的なご想定を共有いただけますと幸いです。 | 38 | 4. 見積書作成にかかる留意事項 (4)定額計上について | 貴機構の民間連携案件においては、JICAコンサルタントが採択企業に同行する際の費用(航空賃・日当宿泊費以外)は、基本的に採択企業側の経費からの支出となるかと存じます。本件においても、他の貴機構民間連携事業の案件と同様に、JICAコンサルタントが採択企業に同行する際の費用(レンタカー代をはじめとした現地国内交通費等)は、定額計上費目の「パイロット事業費」から支出されることとなりますでしょうか。もしそうではない場合(「パイロット事業費」に含まれない場合)については、見積作成のため、具体的なご想定を共有いただけますと幸いです。 | ご理解のとおり、採択企業に同行する際の費用はパイロット事業費(現地国内交通費等)から支出されます。 |
| 44 | 37 (6)旅費(航空賃)について | 日本国内で首都圏外の企業を訪問する際などの国内交通費の計上は必要でしょうか。 | 38 | (6)旅費(航空賃)について | 日本国内で首都圏外の企業を訪問する際などの国内交通費の計上は必要でしょうか。 | ご指摘をいただきありがとうございます。採択企業を訪問する際など、コンサルタントが独自で活動する 国内交通費として、210万円を定額計上として追加します。 |
| 45 | 38 見積書作成に係る留意事項 (9)その他留意事項 | ウクライナ国内の移動などにつき、ワルシャワ空港もしくはへウム 駅以外においても、防弾車や警護員が必要と考えられる場合には、 貴機構に手配をお願いすることは可能でしょうか。 | | | | ワルシャワ空港もしくはヘウム駅以外においても、防弾車や警護員が必要と考えられる場合には、弊機構 に手配をご依頼いただくことは可能です。 |
| 46 | 4. 見積書作成にかかる留意事 項 (9)その他留意事項 | 「ポーランド・ウクライナ間の移動にかかる経費」および「警護員傭上にかかる経費」は、見積に含める必要が無いという理解でよろしいでしょうか。 | 38 | 4. 見積書作成にかかる留意事項 (9)その他留意事項 | 「ポーランド・ウクライナ間の移動にかかる経費」および「警護員傭上にかかる経費」は、見積に含める必要が無いという理解でよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 47 | 4. 見積書作成にかかる留意事項 (9)その他留意事項 | 「ウクライナへの渡航は1回につき3名迄」という記載がございますが、再委託先(採択企業)にコンサルタントが同行する場合も両社併せて3名まで、という理解でしょうか。また、ウクライナに在住する団員についてはカウント外であり、あくまでウクライナ国外から渡航してウクライナでの現地業務に従事する者が3名までという理解でよろしいでしょうか。 | 38 | 4. 見積書作成にかかる留意事項 (9)その他留意事項 | 「ウクライナへの渡航は1回につき3名迄」という記載がございますが、再委託先(採択企業)にコンサルタントが同行する場合も両社併せて3名まで、という理解でよろしいでしょうか。また、ウクライナに在住する団員についてはカウント外であり、あくまでウクライナ国外から渡航してウクライナでの現地業務に従事する者が3名迄という理解でよろしいでしょうか。 | 採択企業及びコンサルタントの両者併せて3名になります。ウクライナに在住する団員は同3名に含まれません。 |